

(第47号議案)

### 生活安定応援事業の実施について

区は東京都が実施する生活安定化総合対策事業のうち、生活安定応援事業について、区で相談窓口を開設する。

#### 1. 事業の目的

生活安定・正規雇用への意欲と可能性を持つ者に対して、生活相談をはじめ、就業支援事業や関係施策の紹介などきめ細かな支援を行う。

#### 2. 事業内容

- (1) 生活保護や自立生活資金などと連携した生活相談の実施
- (2) 生活安定化総合対策事業の対象者の審査、生活資金貸付や就職等一時金貸付の受付と東京都社会福祉協議会への送付
- (3) 東京都の就業支援窓口の紹介
- (4) 関係施策の紹介

#### 3. 事業の対象となる者

- (1) 世帯の生計中心者であること
- (2) 単身世帯で課税所得50万円以下、被扶養者がある場合は生計中心者の課税所得60万円以下の者
- (3) 預貯金等資産保有額600万円以下の者
- (4) 土地、建物を保有していない者
- (5) 東京都内に1年以上在住している者
- (6) 生活保護を受給していない者

#### 4. 導入スケジュール

- 6月～7月 相談窓口開設に伴う庁舎2階レイアウト変更  
7月 区報及びホームページで広報し、周知を図る。  
8月 事業開始

#### 5. 事業期間

平成20年8月1日から平成23年3月31日まで

#### 6. 所要額 27,148千円

(第47号議案)

平成20年(2008年) 6月10日  
厚生委員会資料  
保健福祉部保険医療担当

## 後期高齢者入院時負担軽減事業の実施について

### 1. 目的

低所得者の75歳以上の高齢者が入院した場合に生じる入院費用等を支援することにより、入院に伴う経済的負担を軽減する。

### 2. 対象者

中野区内に住所を有する住民税非課税世帯の75歳以上の高齢者(約16,000人、約57%)のうち、31日以上医療機関に入院している者(約2,300人)

### 3. 支援金の支給額(1会計年度の限度額)

2万円

### 4. 導入スケジュール(予定)

6月 準備体制の確保、要綱作成

7月 区報及びホームページで広報し、周知を図る。

8月 事業開始

### 5. 所要額 57,233千円